

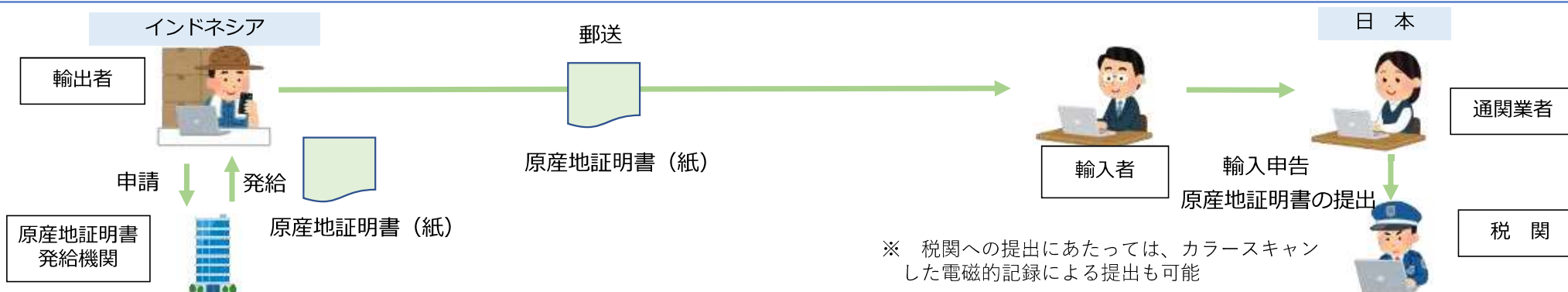
2. 電子原産地証明書 (e-CO) とは

EPA税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続について、税関への輸入申告の際に、紙の原産地証明書の提出に代えて、輸出国発給機関からNACCSに直接送信される**原産地証明書のデータ**（電子原産地証明書：e-CO）を提出することが可能に

対象となるEPA

◆ 日インドネシアEPA（令和5(2023)年4月よりパイロット運用を予定）

従来の原産地証明書



e-CO

